

序章 【本編P4～】

1 改定の目的

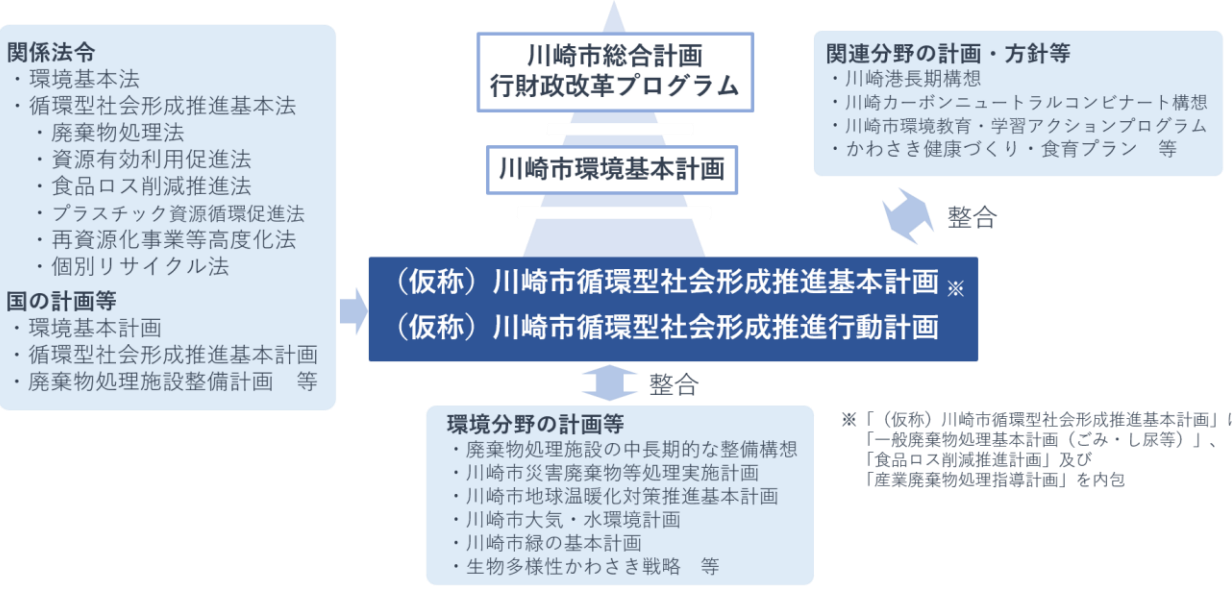
- 川崎市は、ごみの減量化・資源化に向けたリサイクル型社会システムの構築を目指し市民・事業者と一体になり取組を推進してきました。
 - 一方、国では、令和 6 (2024) 年に**循環経済**（サーキュラーエコノミー）**への移行を国家戦略として位置付け**、持続可能な地域と社会づくりが進められています。
 - 一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みにとらわれず**、川崎市の高い環境技術を活かし、市民・事業者と協働した施策を一層強化する必要があります。
- ※一般廃棄物と産業廃棄物の施策を包含した計画とします。

2 計画の構成・位置づけ

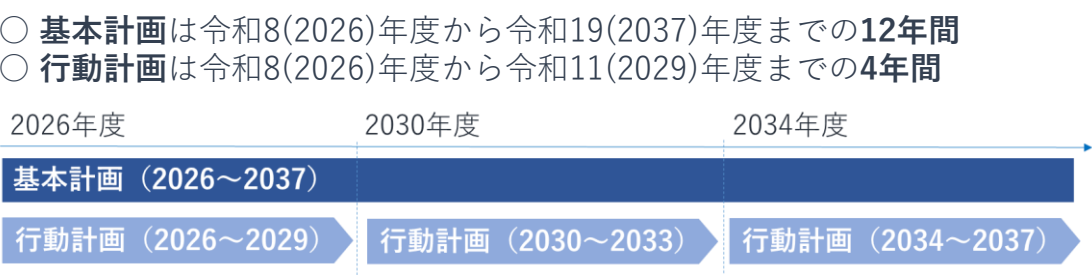
(1) 計画の構成

基本計画：中長期的な目指すべき方向（理念・方針・2050年の世界観等）
行動計画：基本計画に基づいた具体的な事業
※法的位置付け：廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定に基づく計画

(2) 計画の位置づけ



3 計画期間



4 現計画の総括

一般廃棄物処理基本計画（2014～2025）

目標項目	基準年度 (2014年度)	実績 (2024年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2024年度時点)
1人1日あたりのごみ排出量	998 g	793 g	872 g	達成
ごみ焼却量	37.0万t	31.5万t	33.0万t	達成

産業廃棄物処理指導計画（2022～2025）

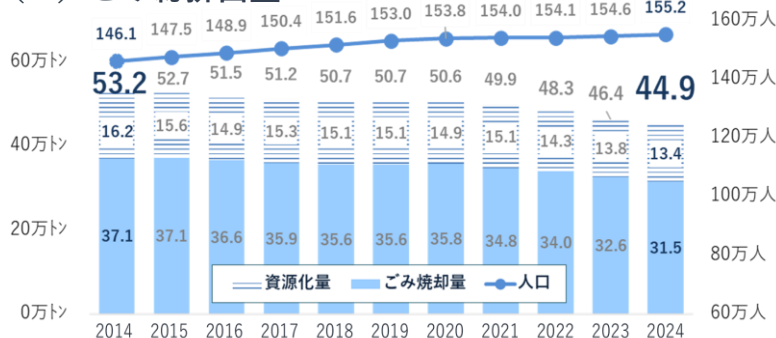
目標項目	基準年度 (2019年度)	実績 (2023年度)	目標値 (2025年度)	達成状況 (2023年度時点)
排出量	2,556千t	2,483千t	2,500千t	達成
再生利用率	32%	34%	32%	達成
廃プラスチック類再生利用率	58%	71%	71%	達成
最終処分量	68千t	56千t	43千t	未達成

- 一般廃棄物は、市民・事業者・行政の協働のもと、取組を進めた結果、**ごみの減量化・資源化は着実に進み、現計画で掲げた目標を前倒しで達成**
- 埋立処分場も、2028(令和10)年度から2053(令和35)年度まで**延命化**
- 産業廃棄物は、適正処理等を推進した結果、**排出量、再生利用率、廃プラスチック類再生利用率は2023(令和5)年度で目標を達成、最終処分量は目標に達していないものの、今後は減少傾向見込み**

第1章 現状と課題 1/2【本編P15～】

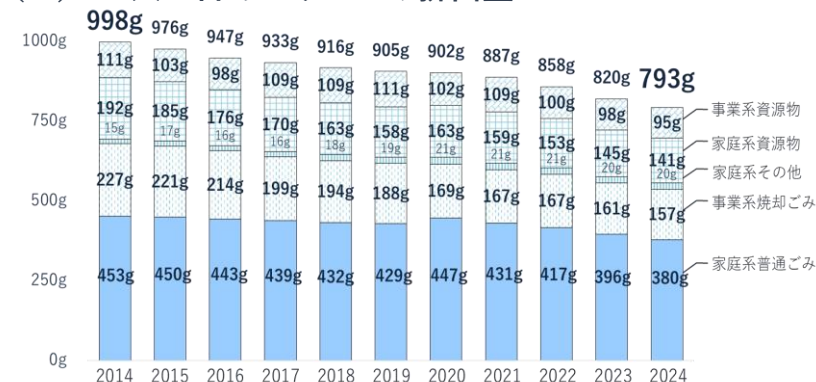
1 ごみ処理の現状 (一般廃棄物)

(1) ごみ総排出量



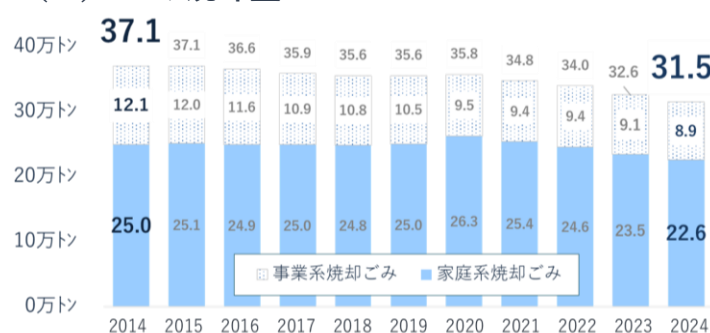
・川崎市の人口は2017年に150万人を超え、人口が増加していく中でも、3R施策の取組を市民・事業者と協働で進めていくことにより、**ごみ総排出量(資源化量+ごみ焼却量)は減少傾向**

(2) 1人1日あたりのごみ排出量



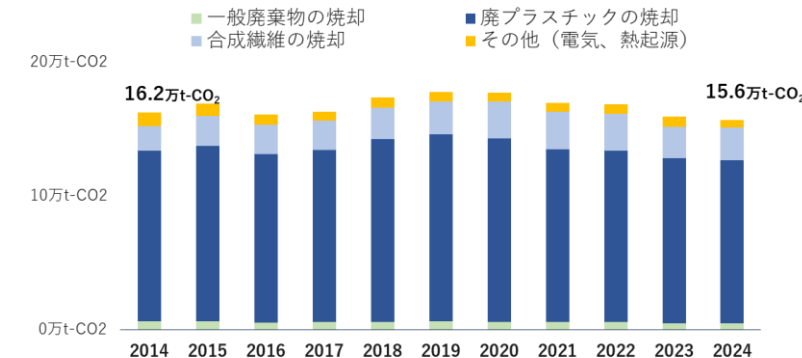
・2023年度に政令市最少になるなど、現計画の**目標値872gを前倒しで達成**

(3) ごみ焼却量



・ごみ焼却量は順調に減少しており、**現計画の目標値33万トンを前倒しで達成**

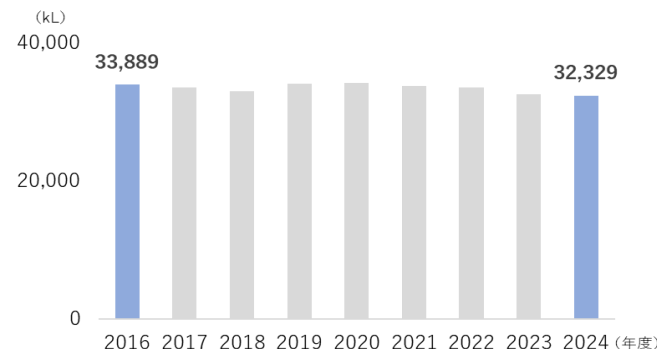
(4) 市役所の廃棄物分野における温室効果ガス排出量



・市役所の廃棄物分野の温室効果ガス排出量の**9割が廃棄物焼却に由来**
 ・内訳は**廃プラスチック由来が約8割**、合成繊維由来(ポリエステル等)が約1割

2 し尿等処理の現状 (一般廃棄物)

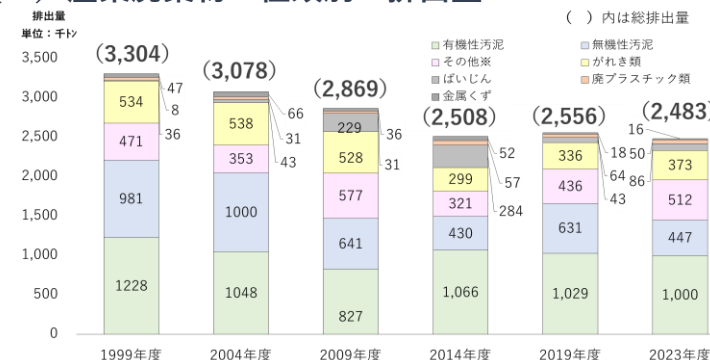
(1) 浄化槽等汚泥の収集量



・川崎市の2024年度末の下水道普及率は99.6%
 ・公共下水道がない地域等において、し尿等の収集処理を実施しており、**近年の浄化槽等汚泥収集量は横ばい**

3 ごみ処理の現状 (産業廃棄物)

(1) 産業廃棄物の種類別の排出量



・各種リサイクル法の取組や事業者の環境意識の向上、産業構造の変化などにより、**長期的には減少傾向**

第1章 現状と課題 2/2 【本編P32～】

4 世界や国内の動向

(1) 世界の動向

- ・欧州をはじめ様々な国が循環経済（サーキュラーエコノミー）への転換を政策的に推進

(2) 国の動向

<経済産業省>

- ・2023年3月「成長志向型の資源自律経済戦略」策定
世界情勢による物資や資源の調達リスクを抑制して、**経済の自律化・強靱化と国際競争力の獲得**につなげる**政策パッケージ**を明示

<環境省>

- ・2024年8月「第五次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定
循環経済を社会課題と環境問題の同時解決する**国家戦略**として位置付け、
循環経済工程表で示された**素材、製品毎に方向性を明示**
- ・同年5月「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」公布

<政府>

- ・2020年10月に温室効果ガスの排出を全体として2050年までにゼロ宣言
- ・**温室効果ガスの削減目標 2013年度比で2030年度に46%削減、2035年度に60%削減、2040年度に73%削減**を設定
- ・2024年12月「循環経済への移行加速化パッケージ」発表

(3) 川崎市の状況等

<強み>

- ・多種多様な高い環境技術を有するリサイクル施設や製造事業者が集積し、
市内外に貢献できる土壌

<資源循環・脱炭素化>

- ・**市民、事業者、行政が連携**した「かわさきプラスチック循環プロジェクト」など
100%プラリサイクル都市に向けて資源循環を促進

<人口動向>

- ・市内人口の**ピーク値は2035年の159万人**であり、その後減少に転じ、2050年には154万人になる推計結果で、**高齢化はさらに進展する見込み**

(4) 社会状況の変化を踏まえた課題

脱炭素社会

2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロやSDGs達成に向けた脱炭素化やプラスチック資源循環等

循環経済への移行

<課題>

SDGsの達成

- ・**国では2050年までに温室効果ガス排出を全体でゼロ**を目指しており、市役所の**廃棄物分野は9割（8割が廃プラスチック）が廃棄物焼却由来で排出量は横ばい**



超高齢社会

超高齢社会や生活様式の変更など社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズへの対応

デジタル化

<課題>



- ・超高齢社会や共働き世帯増加等、社会状況の変化に伴い市民ニーズが多様化。
高齢化率は上昇を続け2050年には約3割に達する見込み

災害への対応

ごみの排出実態を見据えた効果的・効率的な収集処理体制や緊急時に備えた対応強化



<課題>

- ・廃棄物処理施設の適切な更新などにより、**安定性・安全性を確保した効果的・効率的な収集・処理体制の推進**や自然災害等の緊急時に備えた対応の強化

各廃棄物への対応

<課題>



- ・今後も増加が見込まれるリチウムイオン電池、使用済み太陽光パネル、海洋プラスチック、紙おむつ等への対策

第2章 基本理念・基本方針【本編P35～】

1 基本理念

2050年を見据えた基本理念を設定

地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして

【目指す将来像】 目指す将来像を次に示すとともに世界観をイメージ化 (次ページ)

- ・ 川崎の強みである高度なりサイクル産業の活用や環境意識の高い市民・事業者と協働することで、資源循環・循環経済への移行や、廃棄物焼却の削減、CCUSの導入などにより温室効果ガス排出量実質ゼロやネイチャーポジティブを実現
- ・ また、災害や少子高齢化等を踏まえた安全・安心な収集・処理体制の確立により、トッランナーとして「地球環境にやさしい持続可能なまちの実現」を目指す

ポイント 資源循環・循環経済 脱炭素 安全・安心

2 基本方針

基本理念の実現に向け、計画期間の取組の方向性を基本方針として設定

全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します

- ・ 環境意識の高い市民・事業者や優れた環境技術・産業の集積など地域資源を活用して新たな付加価値を生み出す循環経済への移行を促進
- ・ 特にプラスチックの資源循環の促進を目指し、市域を超えた資源循環・脱炭素化に大きく貢献

市民・事業者・行政の協働により、一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します

- ・ 市民・事業者と共に環境意識をより一層醸成し、徹底的な3R+Renewableを推進
- ・ 徹底的な3Rにより、焼却量を大幅に削減し、脱炭素化に大きく貢献

社会状況の変化等に的確に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります

- ・ 一般廃棄物・産業廃棄物の更なる適正処理の確保
- ・ 高齢社会、脱炭素、強靱化など社会課題に対応した安全・安心な処理体制を構築

第3章 目標【本編P40～】

2037年度の目標

一般廃棄物は2050年の目指すべき将来像を想定し、その実現を図るべく設定
産業廃棄物は国の目指すべき方向性・目標を踏まえ、川崎市の地域特性を考慮し設定

【目標1】 1人1日あたりのごみ排出量を1割削減 (一般廃棄物)



793g (2024年度) → 712g (2037年度)

※ごみ排出量：家庭から排出されるごみ(普通ごみ,粗大ごみ,資源物,資源集団回収)
事業から排出されるごみ(事業系焼却ごみ・事業系資源物)の合計

【目標2】 ごみ焼却量を約5万t削減 (一般廃棄物)



32万t (2024年度) → 27万t (2037年度)

※ごみ焼却量：家庭系と事業系の焼却ごみの合計

【目標3】 プラスチック資源分別率を約2倍増加 (一般廃棄物)



33% (2024年度) → 60% (2037年度)

※資源分別率：家庭から排出された資源物収集量/(資源物収集量+資源物焼却量)
プラ資源：プラスチック容器包装+プラスチック製品

【目標4】 産業廃棄物の再生利用率 (産業廃棄物)



34.4% (2023年度) → 34.6% (2037年度)

※再生利用率：市内外での産業廃棄物再生利用量/市内からの産業廃棄物排出量

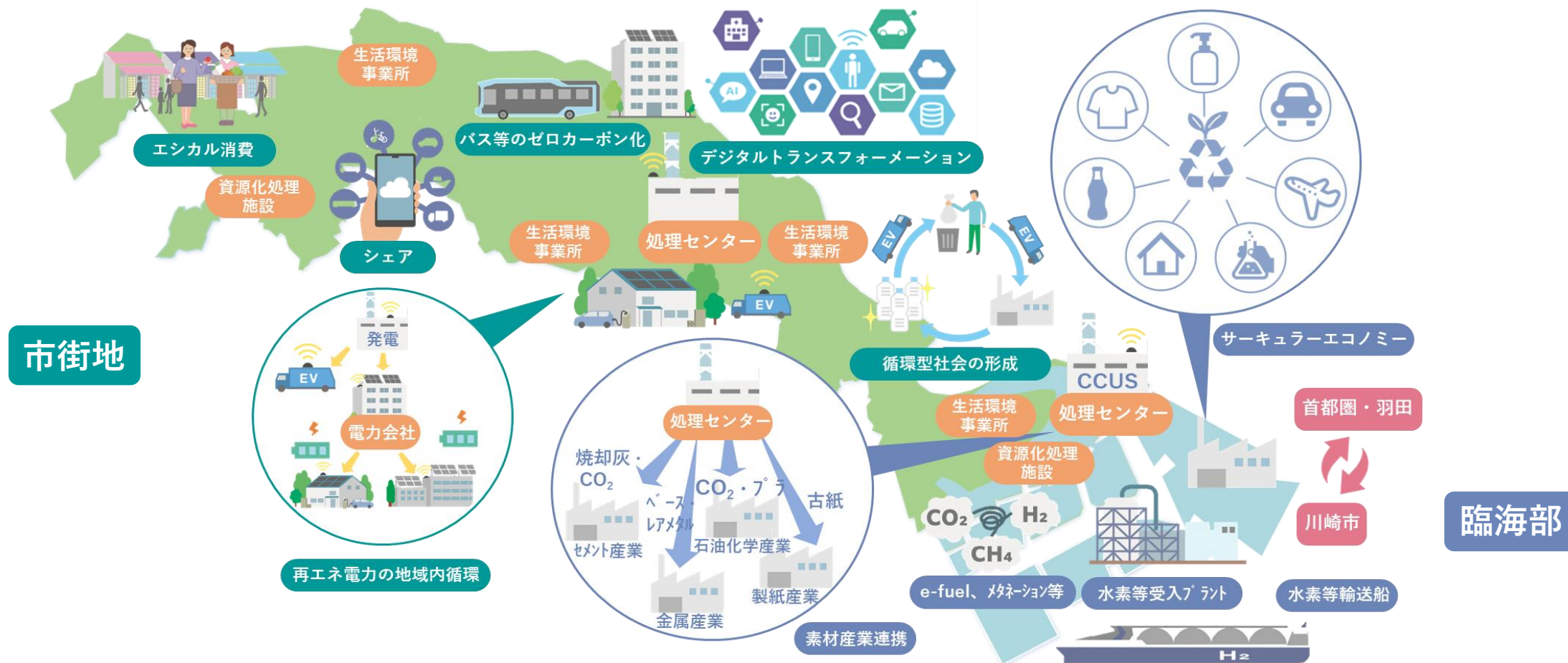
【目標5】 廃プラスチック類の再生利用率(産業廃棄物)



71.2% (2023年度) → 82.8% (2037年度)

※再生利用率：市内外での廃プラスチック類の再生利用量
/市内からの廃プラスチック類排出量

川崎市の目指す2050年の世界観 (イメージ)



・ 臨海部を中心に、プラスチックの資源循環や炭素循環プラントを導入することで、素材産業において廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用し、産業の脱炭素化を進めると同時に、資源循環の拡大を実現

・ 市街地では、廃棄物処理施設が地域のエネルギーセンターとして立地するほか、シェアなどサーキュラーエコノミーコマースが家庭にも当たり前のように浸透することで、地域の資源循環・循環経済及び脱炭素に貢献

第4章 基本施策・施策【本編P42～】

基本理念	3つの基本方針	5つの基本施策	20の施策
地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして	○ 全ての主体と協働した脱炭素化・循環経済への移行などにより、限りなくごみをつくらない社会を実現します ○ 市民・事業者・行政の協働により一層の環境配慮行動を促進し、更なる3Rを推進します ○ 社会状況の変化等に対応し、安全・安心で健康に暮らせる快適な生活環境を守ります	I 循環経済への移行による循環型社会の構築	I (1) 資源循環・循環経済産業の創出・育成・支援 I (2) エネルギー資源の効果的な活用 I (3) 蓄積された環境技術等を活かした取組 I (4) 市民・事業者の行動変容の推進
		II 「環境市民」をめざした取組	II (1) 情報発信の充実 II (2) 環境教育・環境学習の推進 II (3) 市民参加の促進 II (4) まちの美化推進
		III ごみの減量化・資源化の促進（プラスチック・生ごみ・食品ロス等）	III (1) 家庭系ごみの減量化・資源化 III (2) 事業系ごみの減量化・資源化 III (3) 産業廃棄物の減量化・資源化 III (4) 市の率先したごみの減量化・資源化
		IV 安全・安心な処理体制の構築	IV (1) 災害対応を含む安全・安心な処理体制の確立 IV (2) 持続可能な廃棄物処理施設整備の推進 IV (3) 効果的・効率的な処理体制の構築 IV (4) 環境に配慮した処理体制の構築
		V 健康的で快適な生活環境づくりの促進	V (1) 高齢者対策などの市民ニーズに対応した取組の推進 V (2) 不適正排出対策等の取組 V (3) 生活排水の適正な処理 V (4) 産業廃棄物の適正処理の促進

第5章 推進体制・進捗管理【本編P60～】

庁内関係部署で構成される会議体で推進を図るとともに、PDCAサイクルを基本とした進捗管理を実施。

ごみ排出量の状況をはじめとした状況を年次報告書として取りまとめ、環境審議会に毎年度報告し意見聴取するとともに、ホームページ等で公表